

報告第 1 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

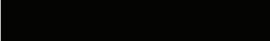
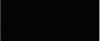
損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 32,560 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和 5 年 11 月 29 日午前 11 時頃、学校の校庭において、同校生徒が体育の授業を行っていたところ、当該生徒が送球したソフトボールが防球ネットを擦り抜け、同校地内を走行していたの車両に当たり、当該車両の右側を損傷させたため、その損害を賠償するものとする。

令和 6 年 1 月 12 日

寒川町長 木 村 俊 雄